

(参考資料) 市町村施設支援事業について

目次

1	事業の目的	1
2	事業の期間	1
3	事業の対象	2
	(1) 公共施設の例示	2
	(2) 再生可能エネルギー等設備	2
4	対象となる事業	3
5	事業の流れ	4
6	事業スケジュール、申請方法等	5
	(1) 概要	5
	(2) 次年度計画の提出 (①)	5
	(3) ヒアリング、現地調査 (②)	7
	(4) 予算枠の配分 (③)	7
	(5) 交付申請 (④)	7
	(6) 交付決定 (⑤)	8
	(7) 事業の実施 (事業の着手から完了まで) (⑥～⑦)	8
	(8) 補助金の交付 (⑧～⑫)	9
7	消費税の仕入税額控除	10
8	補助事業の採択方針及び採択基準	11
	(1) 補助事業の採択方針	11
	(2) 補助事業の採択基準	11
9	事業の実施後の留意事項	12
	(1) 事業の実施状況報告	12
	(2) 財産の管理等	12
	(3) 会計帳簿の整備等	12
	(4) 増設・改修等に伴う手続き、災害の報告	12
10	太陽光発電システム導入に係る留意事項	13
	(1) 導入設備として妥当でない例(スタンド・アロン型)	13
	(2) 導入設備として妥当な例(太陽光発電連携型)	14
11	Q&A	15
	(1) 【補助事業全般に関すること】	15
	(2) 【補助対象事業に関すること】	15
	(3) 【導入する設備の仕様に関すること】	16
	(4) 【申請や入札手続きに関すること】	17
12	その他	18
13	事業に関する問い合わせ・申請先	18

生活環境部環境共生課

平成25年3月

1 事業の目的

東日本大震災の被災地域の復旧・復興や、原子力発電施設の事故を契機とした電力需給の逼迫への対応のため、再生可能エネルギー等の地域資源を徹底活用し、災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムを導入し、環境先進地域（エコタウン）をつくり上げるため、グリーンニューディール基金制度を活用し、非常時における避難住民の受け入れ等を担う県の防災拠点に対する再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーの導入等を推進する。

2 事業の期間

事業の期間は、原則として交付決定の日が属する年度の3月31日までとなる。従って、工事スケジュールは、各年度の2月末日を目途に終了するように設定すること。なお、本事業は平成27年度を終期とし、原則単年度で完了する事業を対象としている。

【注意】

今後、再生可能エネルギー発電施設の需要が高まる可能性があるため、計画にあたっては、工事業者と資材調達も含めて工期内の完成が可能か、確認が必要である。

3 事業の対象

事業の対象となる施設及び設備は次のとおりである。

(1) 公共施設の例示

地域の防災拠点や災害時等に地域住民の生活等に必要不可欠な都市機能を維持することが必要な公共施設であって下記に示す施設である。

- ア 社会福祉施設、庁舎、県民会館・公民館、体育館、診療施設、警察本部・警察署等、消防本部・消防署等、下水道施設、上水道施設、清掃工場、学校、公園
- イ その他知事が必要と認める施設

【解説】

防災拠点となりえる施設は、環境省の考え方に準拠している。
そのため、上記例示には市町村施設以外の県の施設を含む。

(2) 再生可能エネルギー等設備

「再生可能エネルギー等設備」は、下記に掲げる設備をいう。

- ア 再生可能エネルギー
 - ①太陽光、②風力、③小水力、④地中熱、⑤廃熱や地熱、⑥バイオマス、⑦その他（太陽熱、雪氷等）
- イ 再生可能エネルギーに付帯するもの
 - ⑧蓄電池、⑨街路灯・道路灯^{※1}、⑩屋内高所照明^{※2}、⑪その他（燃料電池 等）

【解説】

再生可能エネルギー等設備は、環境省の考え方に基づくものである。

なお、夜間電力の確保又は安定した電力供給が困難な太陽光設備や風力設備等を設置する場合は、蓄電池も同時に設置するものとする。

※1 再生可能エネルギーや蓄電池を併設した LED 街路灯や調光機能を有する LED 灯等、長寿命の街路灯に限る。

※2 点灯時に大きな電圧が必要な水銀灯を、LED 灯等、長寿命の照明に更新する場合に限る。

4 対象となる事業

対象となる事業は、防災拠点となりえる施設に、災害時等において防災拠点として必要とされる最低限の機能を維持するために必要な再生可能エネルギー等設備の新たな設置、更新又は増設を行う事業とする。

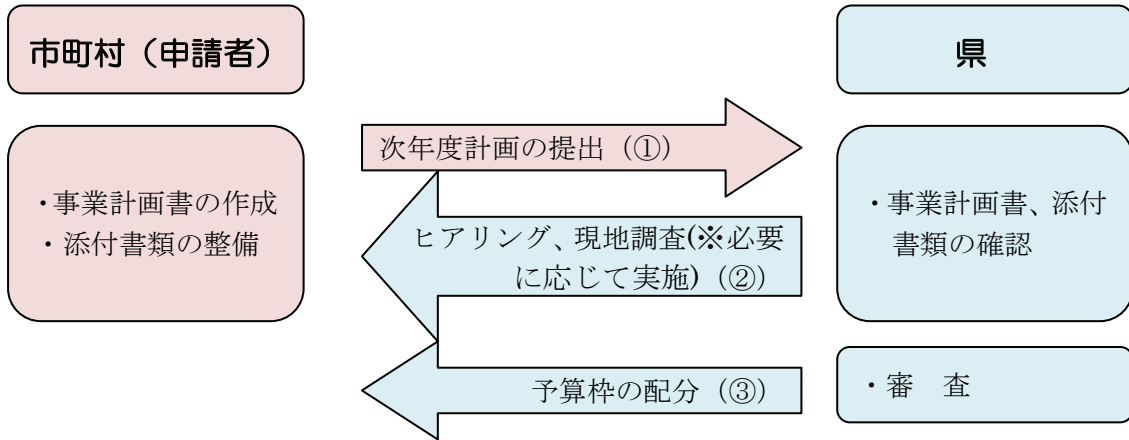
ただし、中古品の設置、修繕その他これらに類するものは除く。

【解説】

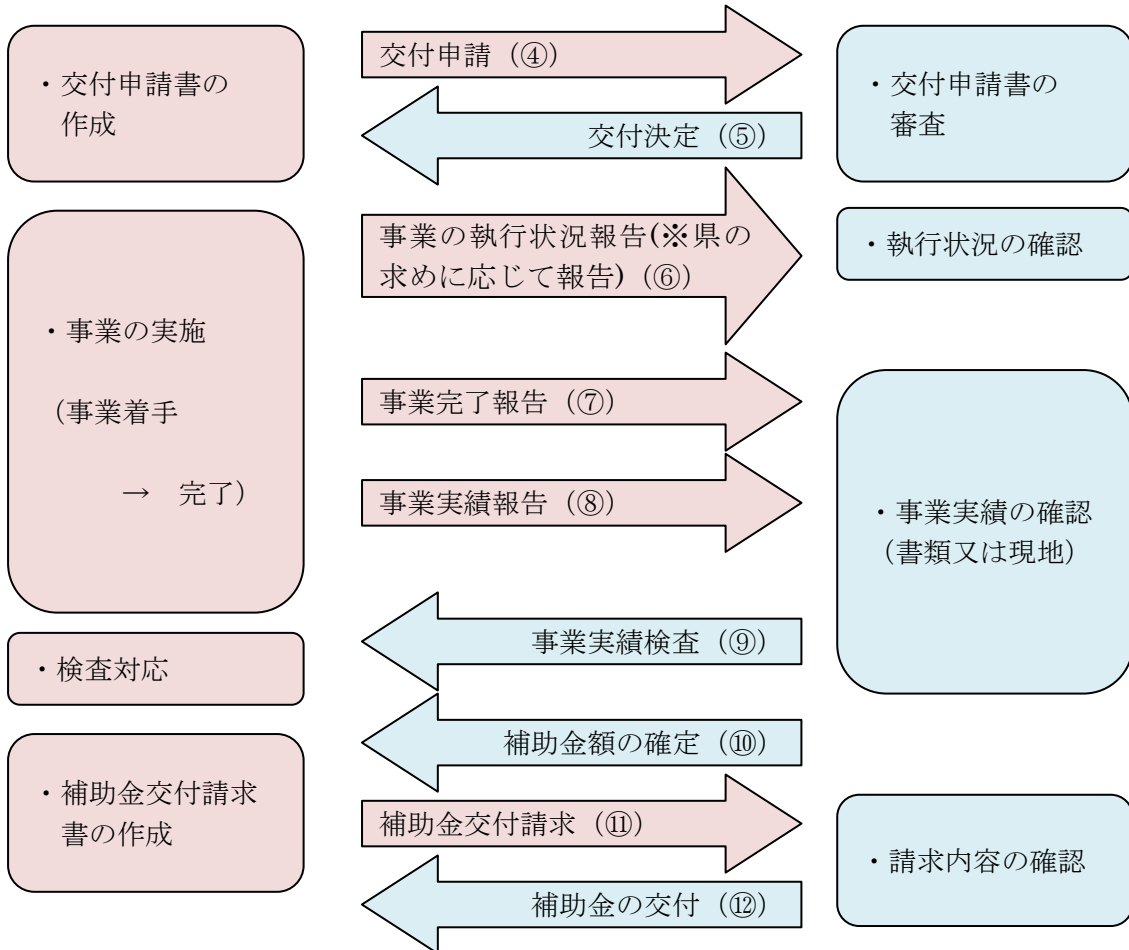
- (1) 「防災拠点となりえる施設に、災害時等において防災拠点として必要とされる最低限の機能を維持するために必要な再生可能エネルギー等設備」とは、災害時において使用する電気機器に消費される電力等の量が、防災拠点として機能するための最低限必要な量であり、その電力等を創出する再生可能エネルギー等設備の規模が適切であることを意味する。(※1 災害時において使用する電気機器の例：照明、空調、テレビ、携帯電話の充電、パソコン及びプリンター等)
例えば、太陽光発電設備や蓄電池を導入する際には、必要な電力量を基に「導入モデル」及び「導入規模確認シート」により確認した設備の規模の範囲内であること等である。
- (2) 改修工事における付帯工事の範囲について
本体工事に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲であれば、本事業の対象とする。
- (3) 既存設備の撤去に係る工事費について
既存設備の更新を目的とするものではないことから、既存設備の撤去が必要な工事は対象外となる。一方で、再生可能エネルギー発電設備等の設置にあたって必要な整地等に必要経費は、共通仮設費や付帯工事費に含まれる。
- (4) 新築又は増築する場合の取扱いについて
新築又は増築する施設に、再生可能エネルギー等を導入することは本事業の対象とする。ただし、あくまでも再生可能エネルギー等導入に係る部分のみが対象となるので、当該部分のみ区分して事業費の算出等を行うこと。
- (5) 対象経費として認められない例は下記のとおりである。
 - (ア) リース契約による設備の導入
 - (イ) 設備導入にあたって必要となる施設の補強等に要する経費
 - (ウ) 省エネ設備の導入 (※高所照明の水銀灯をLED灯への更新等を除く。)
 - (エ) 技術開発に類する事業、専ら技術や事業性の効果検証を目的とする実証実験
 - (オ) 用地取得
 - (カ) 環境対応車の購入・買い換え
 - (キ) 事務費
 - (ク) 大型表示ディスプレイ
 - (ケ) データ管理用パソコン
 - (コ) 気温計・日射計等
 - (サ) 太陽光パネル等のフェンス

5 事業の流れ

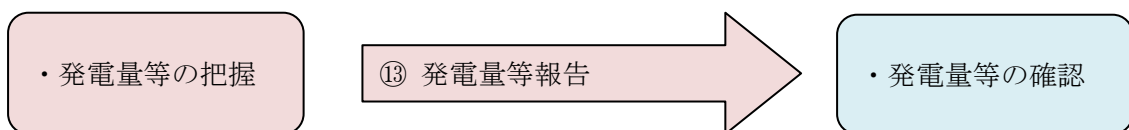
〔事業実施前年度〕



〔事業実施年度〕



〔事業実施後〕 ※ 事業実施状況(発電量、二酸化炭素排出削減量等)の報告を行うこと。



6 事業スケジュール、申請方法等

(1) 概要

日程	市町村（申請者）		県
前年度9月頃	次年度計画の提出（①）	→	次年度予算の計上
前年度1～2月頃			ヒアリング、現地調査（※必要に応じて実施）（②）
			（審査）
		←	予算枠の配分（③）
4月～	交付申請（④）※1	→	（交付申請の審査）
		←	交付決定（⑤）
	事業の執行状況報告（※必要に応じて実施）（⑥）	→	（執行状況の確認）
	（完了）		
※2	事業完了報告（⑦）	→	
※3	事業実績報告（⑧）	→	（事業実績の確認）
	（検査対応）	←	事業実績検査（⑨）
		←	補助金額の確定（⑩）
	補助金交付請求（⑪）	→	
		←	補助金の交付（⑫）

※1 交付申請書等の具体的な提出方法等は、別途文書で通知する。

※2 事業完了後速やかに行わなければならない。

※3 事業完了後30日経過後もしくは当該年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(2) 次年度計画の提出（①）

ア 提出書類

(ア) 事業実施計画総括表（様式1）

（添付書類）

a 当事業で整備する全施設の所在地が分かる位置図

(イ) 再生可能エネルギー導入事業計画書（様式2-1、2-2）（※施設毎に作成する。）

（添付書類）

a 位置図（※太陽光発電設備、パワーコンディショナー、蓄電池の設置位置並びに災害時に電気を使用する箇所を示すもの。）

b 事業費算定根拠（※設計書、業者見積書等）

c カラー写真（災害時に利用する空間及び設備設置前の状況を撮影したもの）

(ウ) 太陽光発電設備・蓄電池導入設備規模算定シート（様式3）（※施設毎に作成する。なお、災害時に最小限必要な電気設備の例については、下表を参考とすること。）

(エ) 災害時に必要とする電気設備の使用等理由（様式4）（※県の指示があった場合に、施設毎に作成すること。）

(オ) 事業実施計画書チェック表（様式5）

表 災害時に最小限必要な電気設備の例

分類	電気設備	災害対策本部	避難所	医療施設
事務用機器	パソコン	○	○	○
	プリンター（複合機）	○	○	○
	サーバー			○
照明機器	蛍光灯、発熱灯、水銀灯	○	○	○
	夜間常用灯		○	
情報機器	テレビ	○	○	○
	無線機（防災無線）	○	○	
	ルーター・ハブ	○	○	
	放送親機・アンプ	○	○	
	携帯電話充電器	○	○	
	電話（交換機・親機）	○	○	
空調機器	扇風機	○	○	○
	エアコン			○
	ファンヒーター		○	○
医療機器	冷蔵庫（試薬保存用など）		○	○
	衛生機器（滅菌消毒器）		○	○
	パソコン（検査画像診断操作用）			○
	モニター（検査画像診断用）			○
	サーバー（検査結果保存用）			○
	医療用機器（血液検査器、心電計・照明など）			○
その他	監視モニター		○	
	消防用設備	○	○	○

【出典】 地域資源活用詳細調査業務報告書（平成24年8月、福島県、一部変更）

イ 提出時期

事業実施前年度の9月頃

【注意】

次年度計画の提出については、当課から書類の具体的な提出日時等について、別途文書により指示する。

ウ 提出部数

2部

エ 提出方法

郵送または持参（※メール不可）

オ 提出先

福島県生活環境部環境共生課(〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16)

(3) ヒアリング、現地調査 (2)

県は、提出された事業実施計画総括表及び再生可能エネルギー導入事業計画書等をもとに、ヒアリング及び事業実施対象施設の現地調査を、必要に応じて実施する。

なお、ヒアリング実施にあたって追加で提出する資料等は下記のとおりである。また、ヒアリングの実施日程については、別途文書で通知する。

ア 提出書類

- (ア) 配線図 (設備工事の場合)
- (イ) 構造図 (土木・建築工事の場合)
- (ウ) 再生可能エネルギー等設備のカタログ、仕様書、図面
- (エ) 工程表

イ 提出時期

別途指示する。

ウ 提出部数

2部

エ 提出方法

郵送または持参

オ 提出先

福島県生活環境部環境共生課(〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16)

(4) 予算枠の配分 (3)

県は、上記(3)により、本補助事業の内容に合致し、事業効果が高いと認められる事業について、必要に応じて予算枠の配分を行う。

----- ※ここまでの前年度の作業となる。 -----

(5) 交付申請 (4)

内示のあった市町村については、下記により交付申請を行うこと。

なお、県において補助対象経費とそれ以外を精査したいので、工事及び工事監理に係る申請については、実施設計が完了してから行う(変更申請もしくは新たな申請)ことが望ましい。

ア 提出書類

- (ア) 交付申請書(第1号様式)

【注意】

1. 補助金の申請額は千円未満の端数は切り捨てとすること。
ただし、事業清算時において生じた千円未満の端数はこの限りではない。
2. 「1 事業の名称」には例えば、「〇〇庁舎太陽光発電設備・蓄電池設置工事事業」や「〇〇庁舎太陽光発電設備・蓄電池設置工事実施設計委託事業」等と記入すること。
3. 「2 事業の実施場所」には、設備を導入する施設の所在地を記入すること。
4. 「3 事業の目的・概要」には例えば、「〇〇庁舎に太陽光発電設備及び蓄電池を設置することにより、商用電力が断たれた場合においても、災害対策本部としての防災拠点機能を維持することを目的とする。」等と記入すること。

(イ) 再生可能エネルギー導入事業計画書(様式2-1、2-2)(※施設毎に作成する。)

(添付書類)

a 位置図(※太陽光発電設備、パワーコンディショナー、蓄電池の設置位置並びに災害時に電気を使用する箇所を示すもの。)

b 配線図(設備工事の場合)[工事にかかる申請の場合]

c 構造図(土木・建築工事の場合)[工事にかかる申請の場合]

d 事業費算定根拠(※設計書、業者見積書等)

e 再生可能エネルギー等設備のカタログ、仕様書、図面[工事にかかる申請の場合]

f カラー写真(災害時に利用する空間及び設備設置前の状況を撮影したもの)

(ウ) 太陽光発電設備・蓄電池導入設備規模算定シート(様式3)(※施設毎に作成する。)

(エ) 災害時に必要とする電気設備の使用等理由(様式4)(※※県の指示があった場合に、施設毎に作成すること。)

(オ) 工程表

(カ) 市町村の歳入歳出予算書(抄本)(※奥書証明必要)

(キ) 交付申請書チェック表(様式6)

イ 提出時期

事業を実施する年度(以下「事業実施年度」という。)の4月以降

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

郵送または持参

オ 提出先

福島県生活環境部環境共生課(〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16)

(6) 交付決定(⑤)

県は、(5)の交付申請に基づき、事業が採択された市町村に対し、交付予定額、交付の条件等について記載した交付決定通知書を送付する。

(7) 事業の実施(事業の着手から完了まで)(⑥~⑦)

ア 事業の着手

事業の着手は、必ず交付決定後に行うこと。

なお、交付決定時に既に事業に着手している場合は、補助事業の対象外となる。(※県と協議の上、指令前着手届を提出した場合を除く。)

イ 補助事業の計画変更

市町村は、事業の実施中に、事業内容の変更の可能性が生じた場合には、速やかに県に報告し、その指示に従うこと。

事業の変更(中止・廃止を含む。軽微な変更を除く。)に際しては、承認申請書(交付要綱様式第2号)を提出すること。

ウ 事業の執行状況報告(⑥)

市町村は、県の求めに応じ、事業の実施状況を、実施状況報告書(交付要綱様式第4号)により報告すること。(※報告時期については、別途指示する。)

エ 事業の完了報告 (⑦)

補助事業完了後、速やかに完了報告書(交付要綱様式第5号)により報告すること。

【注意】

1. 事業の完了は、原則として事業実施年度の3月31日までとなる。期間を超えることが予見される場合には、速やかに県と協議すること。
2. 工事スケジュールは、事業実施年度の3月31日までに事業完了報告書を提出できるように、事業実施年度の2月末日を目途に終了するよう設定することが望ましい。

(8) 補助金の交付 (⑧~⑫)

ア 実績報告及び額の確定 (⑧、⑨、⑩)

市町村は、事業が完了したときは、完了の日から30日を経過した日、又は事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(交付要綱様式第6号)により、県に報告すること。

(ア) 提出書類

- a 実績報告書(交付要綱様式第6号)
- b 最終変更設計書(※当初実施設計書と変更がない場合は省略することができる。)
- c その他必要な書類(工事实施事業者からの完了届、検査調書、完了後の工事写真、写真を撮影した箇所を記載した平面図、工事請負契約書等)

県は、実績報告書を受領した後、書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村に文書で通知する。(※交付決定額と確定額が同一の場合は、口頭で通知する。)

イ 補助金の支払い (⑪、⑫)

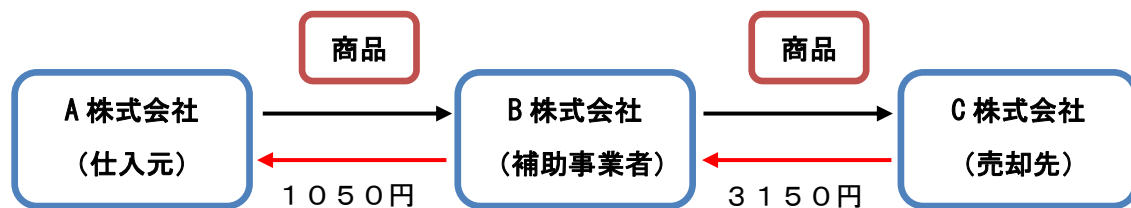
市町村は、補助金の額の確定後、補助金交付請求書(交付要綱様式第8号)を県に提出すること。

県は、同請求書の受領後、市町村に補助金を交付する。

7 消費税の仕入税額控除

- 補助金は補助事業者の「仕入れ（支払）」に対して交付されるため、補助金に消費税が含まれて交付されている場合には、消費税法の規定により、仕入れの際に支払った消費税額の全部又は一部が控除される（消費税仕入控除税額）。
- 補助対象経費に消費税仕入控除税額が含まれる場合、実績報告時又は確定後に確認し、対象部分を減額又は返還する必要があるため、公立病院や診療所等納税義務がある場合は注意する必要がある。

※ 免税事業者（課税売上高が1000万円以下である事業者又は1000万円以下の出資で新規に設立した法人で、免税事業者を選択している事業者）・簡易課税選択事業者（課税売上高が5000万円以下の事業者で、簡易課税制度を選択している事業者）は除く。



【フロー図の説明】

- 補助事業者 B は、A 株式会社から 1050円（消費税 50円）で商品を購入
- 補助事業者 B は、C 株式会社に商品を 3150円（消費税 150円）で売却
- 税務署への消費税の納付額は、150円－50円＝100円

消費税の確定申告は事業期間単位で行うことから、事業期間中の仕入と売上をまとめて申告するため、売るために仕入れたものではない補助事業に支払った経費の消費税も仕入控除の対象になってしまう。

■ 消費税仕入控除の確認フロー

- ◇ 免税事業者、簡易課税選択事業者に該当する。
- ◇ 特定収入割合が5パーセント超の一般社団・財団法人等である。
- ◇ 以下のいずれにも該当しない。

仕入控除不要

- ① 課税売上割合が95%以上である。
- ② 課税売上割合が95%未満で、かつ、一括比例配分方式を採用している。
- ③ 課税売上割合が95%未満で、個別対応方式を採用しており、かつ、非課税売上にのみ要する仕入れの部分以外に補助金が交付される。

仕入控除必要

8 補助事業の採択方針及び採択基準

事業内容の審査は次の方針や基準に基づき実施する。

(1) 補助事業の採択方針

- ・ 災害時に防災拠点となりえる施設へ、必要最低限の再生可能エネルギー等を導入するもの。
- ・ 平時においては再生可能エネルギーの利用により、温室効果ガス排出削減に寄与するもの。

(2) 補助事業の採択基準

【設備に関すること】

- ・ 導入する再生可能エネルギー等設備は、得られた電力を専ら自らの施設等において消費する等その規模が妥当であるもの。
- ・ 導入する再生可能エネルギー等設備で発電した電力を効率的に使用できること。
- ・ 夜間電力の確保及び安定した電力供給が困難な太陽光設備や風力設備等を設置する場合は、蓄電池も同時に設置するもの。
- ・ 災害時等において、商用電力からの電力供給が遮断された場合においても、自立運転が可能であるもの。
- ・ 次の事項に該当しないもの。
 - ① 中古品の設置、修繕その他これらに類するもの。
 - ② 既に設置工事に着手しているもの。
 - ③ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第4条に基づき電気事業者に対し再生可能エネルギー電気を供給するもの。
 - ④ この事業によりすでに補助金を受けているもの。（※当補助金で設備を導入した施設に、再び当補助金により追加で設備を導入することはできない。）

9 事業の実施後の留意事項

(1) 事業の実施状況報告

補助金の交付を受けた市町村は、県に対し事業実施による温室効果ガス排出量の削減効果（発電量等から算出）を報告すること。

なお、具体的な報告方法については、別途県より通知する。

(2) 財産の管理等

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した設備等（以下「財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効用的な運用を図らなければならない。

また、採択を受けた事業の目的外用途への転用はできない。

さらに、知事が定める期間を経過する以前に、当該財産を処分する必要があるときは、事前に知事の承認を得なければならない。

（交付要綱第12条第3項）

(3) 会計帳簿の整備等

補助事業にかかる経理について、その収支の事実を明確にした書類（※）を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

ただし、機械器具の購入に関する書類については、「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限を定める省令（昭和53年8月5日通商産業省告示第360号）」及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に基づき、その該当償却期間、整備保管してください。（※例えば、太陽光発電設備の耐用年数は17年となる。）

なお、本補助事業は国庫補助金を活用したものであるため、会計検査院の検査対象となる。

※ カタログ、仕様書、契約書又は請書、完了届、検査調書、請求書及び会計帳簿等。

（交付要綱第13条）

(4) 増設・改修等に伴う手続き、災害の報告

当該財産について、移転、更新又は主要機能の変更を伴う増設、改修等をしようとするときは、県に届け出ること。（※任意様式）

また、天災その他の災害を受けたときは、災害報告書を作成し、県に提出すること。（※任意様式）

10 太陽光発電システム導入に係る留意事項

(1) 導入設備として妥当でない例(スタンド・アロン型)

スタンド・アロン型は、商用電力系統からの電力で充電し、蓄電池に内蔵されたコンセントに電気器具のプラグを差し込むことで電力供給するシステムである。

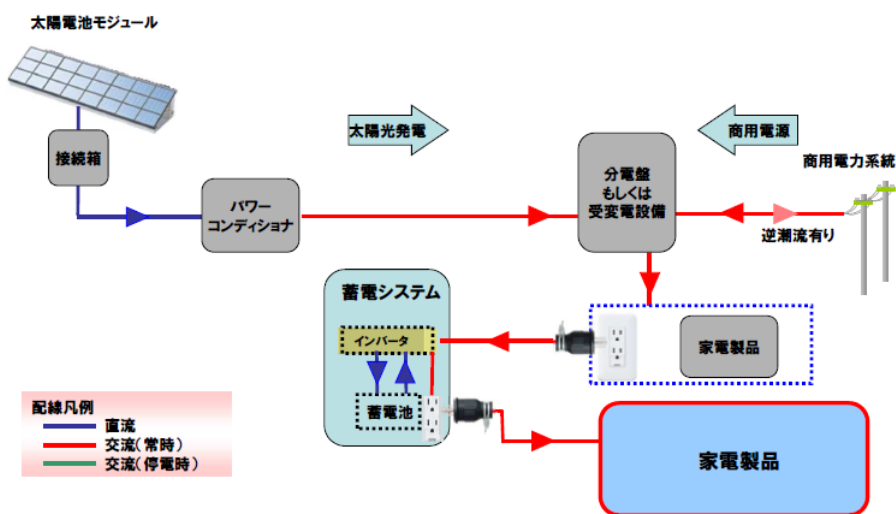
また、太陽光発電システムからの充電や、電気配線への電気供給も不可能である。

このため、災害時等においては蓄電池に充電された電気を使い切った後は、商用電力系統が回復まで充電することができず、また照明器具等差し込みプラグのない機器に電力を供給できない。

地域防災を考慮した蓄電システム構成例（スタンドアロン型・通常時）

図1

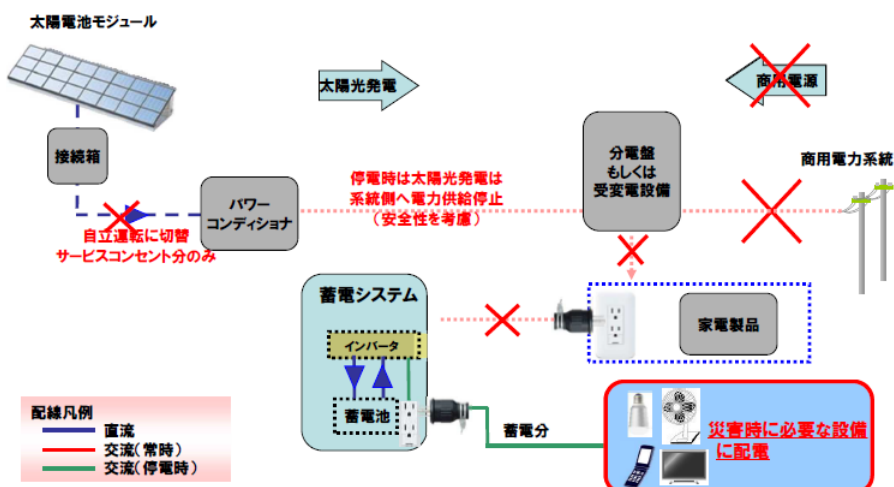
例 太陽光発電+蓄電池



地域防災を考慮した蓄電システム構成例（スタンドアロン型・停電時）

図2

例 太陽光発電+蓄電池



(2) 導入設備として妥当な例(太陽光発電連携型)

太陽光発電連携型は、商用電力系統と太陽光発電システムのいずれからも充電できる。

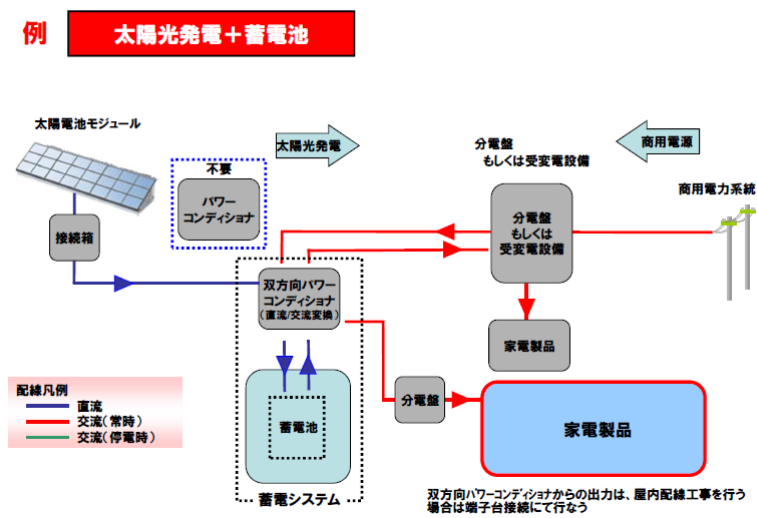
具体的には、商用電力系統からの電力供給が遮断された場合、太陽光発電システムはパワーコンディショナの機能により自動的に発電を停止するが、太陽光発電連携型では蓄電池と一体的にパワーコンディショナが組み込まれているため、太陽光発電システムの発電は停止せず、電力が自動的に蓄電池に蓄えられる。

また、機器への電力供給もコンセントを介してではなく、分電盤並びに電気配線を通して災害時に稼働が必要な機器に配電する機能を確保できる。

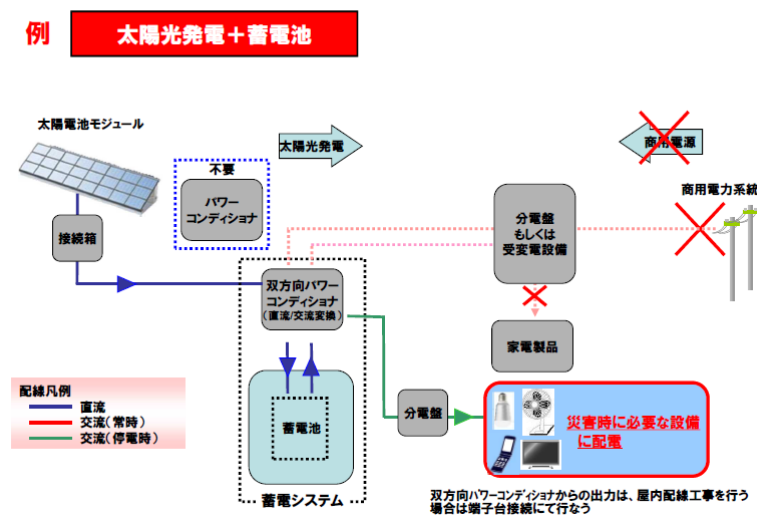
このため、差し込みプラグ等を使用しない照明器具等への電力供給も可能である。

なお、本型の場合、太陽光発電システムに付帯しているパワーコンディショナは不要である。

地域防災を考慮した蓄電システム構成例（太陽光発電連携型、通常時） 図3



地域防災を考慮した蓄電システム構成例（太陽光発電連携型、停電時） 図4



出典：平成24年1月30日付け環境省事務連絡

11 Q&A

(1) 【補助事業全般に関すること】

Q1 この事業が、実施されることとなった経緯は？

災害時における避難住民の受入施設や、県災害対策本部等の防災拠点となりえる施設に対する再生可能エネルギーや蓄電池の導入に対する支援事業が、国の第3次補正予算(平成23年11月21日成立)で認められたことを踏まえ、本県では、平成23年度2月補正予算で既存の福島県地球温暖化対策等推進基金に補助金を受け入れ、同基金により事業を行うものである。

Q2 この事業の目的は？

この事業の目的は、地域の防災拠点となりえる施設等において、再生可能エネルギー等の導入を推進するものであり、災害等により電力会社からの電力供給が遮断された際に、当該施設において必要とされる最低限の機能を維持することを目的とする。

従って、通常時に、施設において使用している電力量の全てを再生可能エネルギーで代替することを目的としているものではない。

Q3 この事業は、どの位の期間、実施されるのか？

平成24年度から4年間実施する予定である。

よって、平成27年度が最終年度となる。

Q4 補助率(10/10)の根拠は？

国補助金(再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業等)実施要領に基づく補助率である。

(2) 【補助対象事業に関すること】

Q5 導入設備が中古品の場合でも、補助対象となるか？

対象外である。

中古品の場合、これまでの使用履歴等から、性能値を客観的に検証することが困難であること、また中古品は、合い見積もり等により適正価格を把握することが困難であることから、対象としてない。

Q6 建物を新築又は増築する場合に対象となるか？

建物を新築又は増築する施設に、再生可能エネルギー等を導入することは、対象となる。

ただし、あくまでも再生可能エネルギー等導入に係る部分のみが対象となるものであって、本体工事と契約上等で区分出来ない場合であっても按分して区分することとなる。

Q7 リース契約による設備導入は、対象となるか？

リース契約は対象とならない。

Q8 施設を賃貸借契約により利用している場合には、対象となるか？

対象とならない。

施設を適正に管理するため、市町村等が所有している施設とする。

なお、市町村等が所有している施設であれば、指定管理者が施設を管理している場合であ

っても対象となりうる。

Q9 蓄電池の導入は対象となるか？

夜間電力の確保及び安定した電力供給が困難な太陽光設備や風力設備等を設置する場合は、蓄電池も同時に設置することを、対象の条件としている。

また、すでに再生可能エネルギー発電設備が導入されている施設等において、蓄電池のみを導入することも対象となる。

Q10 省エネ設備は対象となるか？

この事業では、災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムの導入を進めるという観点から、省エネルギー設備の導入は対象としていない。(※高所照明の水銀灯を LED 灯への更新等を除く。)

Q11 非常用発電機を設置している場合、対象となるのか？

対象となる。

Q12 技術開発や実証試験は対象となるか？

この事業では、広く普及している技術を用いて再生可能エネルギー等の導入を推進することを想定しているので、技術開発や実証試験は対象としていない。

Q13 付帯設備は対象となるか？

災害対応に不要な設備は対象としていない。(例えば、太陽光システムの場合には、大型の表示装置や気温計、日射計等)

Q14 交付決定前に設備導入工事を行っているが、補助の対象となるか？

補助の対象となる事業は未着手のものに限るので、事業の実施は交付決定後に実施すること。

なお、県と十分な事前調整の上、補助金交付要綱第4条第3項に基づき、指令前着手届出を行った場合は、この限りではない。

Q15 屋内高所照明については、点灯時に大きな電圧が必要な水銀灯を、LED 灯等、長寿命の照明に更新する場合は補助対象となるが、その既存設備の撤去費用は対象となるか？

また、既存設備を撤去せずに新たに設備を増設する場合は補助対象となるか？

既存設備の撤去費用は補助対象とならない。

また、新たに設備を増設する場合も補助対象とならない。

Q16 蓄電池設置に伴う消火器及び消火器ボックスの設置等費用は補助対象となるか？

補助対象とならない。

(3) 【導入する設備の仕様に関すること】

Q17 どのような規模の設備が補助対象となるのか？

災害時等において地域の防災拠点となりえる施設において、その機能を維持する必要最低

限のエネルギーを確保できる規模の設備が対象となる。

最低限必要となる電気機器は例えば照明、空調、テレビ、携帯電話、パソコン及びプリンター等が考えられるが、施設によって求められる防災拠点としての機能(災害対策本部、避難所、病院等)が異なるので、どの電気機器を対象として良いか個別に協議すること。

太陽光発電システムの設備規模の算定は、「導入モデル」及び「導入規模確認シート」を活用するか、またはそれと同等以上と認められる方法により行うこと。

Q18 可搬式設備(太陽光パネル、蓄電池等)は対象となるか？

可搬式設備は対象とならない。

従って、ボルト等により固定することが必要となる。

Q19 蓄電池は屋内型と屋外型どちらを選択しても良いか？

費用対効果を高めるため、屋内設置を原則とする。

ただし、屋外に設置せざるを得ないことが明確な場合、事業として最低限必要な屋外型設備等は補助対象となりうる。(※温度調節のためのエアコン等は対象とならない。)

Q20 停電時には太陽光発電設備で発電した電力の一部が活用できない仕様となるが、このような使用は認められるか？

そのような仕様は認められない。商用電力系統からの電力供給が遮断されても、太陽光発電設備で発電した電力全てが、照明などの使用や、蓄電池への充電に有効に活用できる仕様であることが必要である。

Q21 太陽光パネルにはシリコン、CIS 等の種類がある。また、蓄電池には鉛、リチウムイオン等の種類があるが、これら設備の種類の規定はあるか？

特に規定はない。従って、施設や用途に応じ、適切な設備を選定されたい。ただし、費用対効果の劣る設備は事業選定の優先順位が低くなる。

Q22 太陽光パネルの設置方法に規定はあるか？

太陽光パネルの最も効率の良い設置方法を採用する必要がある。(※一般的には、南面の傾斜角度30°とされているが、地域等により異なるので、設置の際は最適化を図る必要がある。)

なお、壁面設置は原則認められないが、豪雪地帯等壁面設置の方が効率的な場合は個別に協議されたい。

(4) 【申請や入札手続きに関すること】

Q23 費用対効果の観点から複数施設の一括発注は可能か？

可能である。ただし、補助事業費を的確に把握する必要があるので、直接工事費等から案分して施設毎に事業費を算出する必要がある。

※ 上記の他、「再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業の取扱いについて(平成23年12月、環境省総合環境政策局環境計画課、次ページの環境省のホームページに掲載)」についても確認されたい。

1 2 その他

環境省の交付要綱、実施要領は下記ホームページを参考にする事。

URL : http://www.env.go.jp/policy/local_re/funds.html

1 3 事業に関する問い合わせ・申請先

福島県生活環境部環境共生課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16

電話 : 024-521-7813

FAX : 024-521-7928

E-mail : kyousei@pref.fukushima.lg.jp

ホームページ : 「ふくしまの環境」で検索